

質問事項に対する回答書⑩

(件名)北陸自動車道 中之口川橋床版取替工事

番号	日付	資料の種類	ページ	章の番号等	質問事項	回答
1	5月31日	特記仕様書	75頁	25-36-3 設計 (2)設計の内容	詳細設計業務内容には、既設床版撤去・プレキャストPC床版架設区間である中之口川橋(上り線:AP1~P3, P3~A2), 中之口川橋(下り線:AP1~P3, P3~A2), 小高高架橋(上り線:P12~AP1)を設計対象区間としていますが、設計対象に含まれていない小高高架橋(下り線全線、上り線:P1~P12, RC橋梁部、連続C-Box部), 井土巻橋については、詳細設計業務が必要となった場合に協議の対象となりますでしょうか。ご教示願います。	特記仕様書25-36-3「設計」(5)に記載のとおり、作業内容に変更が生じた場合には監督員と協議し定めるものとします。
2	5月31日	設計図③ (橋梁編)	227/687		設計図227/687 小高高架橋(上り線)P12-AP1 縦方向間詰部配筋図(その2)鉄筋の数量表について、全橋当りの鉄筋合計値が2,142kgと記述されておりますが、質量の合計値は1,684kgになると思われます。鉄筋の数量について、ご教示願います。	ご指摘のとおり、鉄筋の合計値は1,684kgが正解となります。金抜設計書、数量総括表、図面を訂正いたしますので、後日、訂正公告をご確認ください。
3	5月31日	特記仕様書 設計図② (道路計画編)	48頁 14/173	25-21-2 種別	特記仕様書 25-21-2 種別 路面標示消去工D(N)には、「夜間にて黒ペイントを用いて消去した路面標示にウオータージェットを用いて消去するもの」と記載がありますが、路面標示消去工D(N)の数量内訳には路面標示消去工A~C(N)にて黒ペイントを使用していない数量が含まれていると思われます(例:設計図② 道路計画編 14/173 路面標示消去D中央破線 L=1,546.30*8/20=618.52m等)。路面標示消去工D(N)にて黒ペイントで一度路面標示を消去し、その上でウオータージェットを用いて消去すると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご指摘のとおり、路面標示消去工D(N)の数量には、黒ペイントを使用していない箇所の消去数量も含まれます。特記仕様書25-21-2「種別」の路面標示消去工D(N)の区分内容を訂正しますので、後日、訂正公告をご確認ください。
4	5月31日	設計図 (橋梁補修編)	26/26		設計図(橋梁補修編)26/26にある塗装仕様の表において、塗装区分F3・F11の現場塗装は新設部材(高力ボルト結合部非接触面及び高力ボルト外面)が対象と思われます。素地調整の項に1種と記述されています。新設部材の現場塗装であれば素地調整はG-c等であると思われます。記述通り1種の素地調整となりますでしょうか。ご教示願います。	設計図(橋梁補修編)26/26の塗装仕様の表において、塗装区分「F3・F11」とありますが正しくは「g-3」となります。図面を訂正いたしますので、後日、訂正公告をご確認ください。
5	5月31日	設計図 (橋梁補修編) 閲覧資料	26/26 巻末7-3-30		設計図(橋梁補修編)26/26にある塗装仕様の表において、塗装区分c-3の現場塗装は断面整形補修塗装面積が対象と思われます。この施工範囲には①:エポキシ樹脂パテ施工後の面と②:4種ケレン施工後の面がありますが(閲覧資料 巻末7-3-30 2.2.4 断面整形補修塗装面積計算書)、これらの施工面に対して塗装仕様の表にある通り1種素地調整~上塗を施工すると考えて宜しいでしょうか。エポキシ樹脂パテ施工面及び4種ケレン後に施工するc-3現場塗装について、ご教示願います。	設計図(橋梁補修編)26/26に記載のとおり、1種の素地調整~上塗で施工することを考えております。
6	5月31日	設計図 (橋梁補修編)	26/26		設計図(橋梁補修編)26/26にある凡例において、1層増塗とありますが、こちらの塗装仕様についてご教示願います。	1層増塗は、各塗装区分の下塗第2層と同じ塗装仕様になります。
7	5月31日	金抜設計書 特記仕様書	B-10項~ B-12項 B-19項 54項 56項	25-25 端部ブラケット工 25-25-9 支払	単価表項目番号120~133 特-(6)端部ブラケット工について、特記仕様書P54 25-25 端部ブラケット工、P56 25-25-9 支払に記載されている塗装(防錆)は、単価表項目番号224.10-(3)鋼構造物の防錆、鋼構造物の塗装C-5に含まれていると思われます。本単価表120~133に含めて計上すると考えて宜しいでしょうか。端部ブラケット工の塗装(防錆)について、ご教示願います。	その通りです。なお工事契約後、現地精査により数量の増減が生じた場合の変更については、別途監督員と協議し定めるものとします。